

コード表

※見やすいコード表掲載 URL※ <https://www.jamhsw.or.jp/nyukai/code.html>

※コード1・コード2選択時の注意：該当する【コード1】と同じ横枠内で、【コード2】を選択してください。

【コード1】勤務先機関・施設種別 種別が2種類に該当する場合は、勤務先機関において、より重点的に取り組んでいる事業で選択してください。	【コード2】従事している職種（呼称名） 勤務先の機関における、正式な職種名を選択。不明の場合、職場で呼称されている名称、名刺に記載する職種等でお答えください。
病院・診療所等 101 精神科病院 102 精神科を有する一般病院（精神病床あり） 104 精神科を有する一般病院（精神病床なし） 105 精神科を有しない一般病院 108 精神科・心療内科診療所（有床・デイケア等実施） 110 精神科・心療内科診療所（有床・デイケア等未実施） 112 精神科・心療内科診療所（無床・デイケア等実施） 114 精神科・心療内科診療所（無床・デイケア等未実施） 116 一般診療所/118 訪問看護ステーション 120 その他の医療機関	151 精神保健福祉士/153 精神科ソーシャルワーカー 157 ソーシャルワーカー/159 ケースワーカー
認知症疾患医療センター 191 認知症疾患医療センター	195 精神保健福祉士
精神障害者を対象としている障害福祉サービス事業所等 ◆障害者総合支援法による事業◆ 201 生活介護/203 共同生活援助（グループホーム）/205 自立訓練 207 就労移行支援/208 就労継続支援A型/209 就労継続支援B型 211 相談支援事業所/213 地域活動支援センター 216 障害者総合支援法によるその他の事業	251 生活支援員または職業指導員/253 世話人/255 地域移行支援員 257 就労支援員/259 相談支援専門員/261 指導員/263 管理者 265 サービス管理責任者
行政機関 301 保健所/303 市町村保健センター/305 精神保健福祉センター 307 国および都道府県の障害保健福祉担当部局 309 市町村の障害保健福祉担当部局 311 福祉事務所 313 児童相談所 317 保護観察所・地方更生保護委員会 319 公共職業安定所（ハローワーク） 321 教育委員会 331 国・都道府県（上記の機関を除く） 333 市区町村（上記の機関を除く）	351 精神保健福祉相談員 353 精神保健福祉士 361 査察指導員/363 現業員・ケースワーカー/365 退院推進員・健康管理支援員等/367 児童福祉司/369 相談員、または電話相談員/371 児童心理司、心理判定員/373 児童指導員/375 保護観察官/377 社会復帰調整官 379 精神障害者雇用トータルサポーター/381 職業相談員 383 スクールソーシャルワーカー/385 スクールカウンセラー 391 一般行政職
高齢者対象施設等 401 地域包括支援センター/403 介護老人福祉施設（地域密着型を含む） 405 介護老人保健施設/408 小規模多機能型居宅介護 411 認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム） 413 その他の老人福祉関係施設	451 主任介護支援専門員/453 生活相談員、生活指導員、相談指導員 455 介護支援専門員/457 社会福祉士/459 介護福祉士
福祉関係施設等 421 救護施設 423 更生施設 425 児童福祉関係施設 427 身体障害者福祉関係施設 429 知的障害者福祉関係施設 430 母子及び父子並びに寡婦福祉関係施設	461 生活指導員 463 生活指導員 465 児童指導員、母子支援員等/467 児童自立支援専門員、または児童生活支援員/468 家庭支援専門相談員 469 身体障害者福祉司/471 生活支援員、または生活指導員 473 サービス管理責任者 475 知的障害者福祉司/477 生活支援員、または生活指導員 479 サービス管理責任者 480 母子・父子自立支援員
障害者職業センター等 431 障害者職業センター（広域・地域） 433 障害者就業・生活支援センター	481 障害者職業カウンセラー/483 職場適応援助者（ジョブコーチ） 484 リワークカウンセラー 485 就業支援担当者/487 生活支援担当者
社会福祉協議会 501 都道府県社会福祉協議会/503 市区町村社会福祉協議会	551 専門員/553 福祉活動専門員/555 相談援助業務の専任職員
発達障害者支援センター 511 発達障害者支援センター	561 相談支援・発達支援担当の職員/563 就労支援担当の職員
各種学校 521 大学/523 幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校 525 専門学校	571 教員/573 スクールソーシャルワーカー/575 スクールカウンセラー 577 研究職
ホームレス支援 541 ホームレス総合相談推進事業を行っている事業所 543 ホームレス自立支援センター	581 相談援助業務の専任職員 583 生活相談指導員
更生施設等 601 更生保護施設/603 刑務所等矯正施設 605 地域生活定着支援センター	651 ソーシャルワーカー/653 補導主任、補導員/655 施設長 657 相談員（コーディネーター、フォローアップ、相談支援）
その他 701 大学等の学生相談室/703 研究機関/705 民間相談機関 707 一般企業/709 個人事務所/711 その他団体 900 その他	751 ソーシャルワーカー/753 相談員/755 研究職/757 EAP 専門家
【コード2 その他の選択肢】 従事している職種（呼称名）	
951 精神保健福祉士/953 精神科ソーシャルワーカー/955 ソーシャルワーカー/957 ケースワーカー/961 保健師/963 看護師・准看護師/965 看護補助者/967 作業療法士 969 社会福祉士/971 介護福祉士/973 臨床心理技術者/975 保育士/977 管理者/981 事務系管理職/983 事務員/999 その他	

該当する職種が右枠内【コード2】に無い場合は、次表コード2 その他の選択肢から選択してください。



【コード3】 勤務先での立場	
01	一般職（現場業務を行う立場）
02	指導職（部下や後輩を指導する立場）
03	管理職（現場や組織を管理する立場）
04	経営者（法人を経営する立場）
05	その他

【コード4】 勤務先の経営主体	
01	国・地方公共団体（日本赤十字社を含む）
02	独立行政法人
03	公益社団法人、公益財団法人
04	一般社団法人、一般財団法人
06	医療法人（財団、社団、社会、特定）
07	社会福祉法人
08	特定非営利活動法人（NPO法人）
09	生活協同組合、農業協同組合、健康保険組合等の組合
10	宗教法人
11	営利法人（株式会社、合同会社、合資会社、合名会社等）
12	学校法人、国立大学法人、公立学校法人
13	任意団体
14	個人
15	その他

【コード5】 あなたの雇用形態	
01	正職員 労働時間がフルタイムで、雇用期限なしの者
02	常勤（正職員以外） 労働時間はフルタイムだが、雇用期限がある者
03	非常勤・パート・アルバイト パートタイム労働者（雇用期限の有無は問わない）
04	非常勤（嘱託・顧問・参与等）
05	自営
06	その他

【コード6】 最終（最高）学歴	
※学歴の中で、最高の学位を選択してください。	
01	大学院（保健福祉系）
02	大学院（その他）
03	大学（保健福祉系）
04	大学（その他）
05	短期大学（福祉系）
06	短期大学（その他）
07	専門学校（保健福祉系）
08	専門学校（その他）
09	高等学校
10	その他

【コード7】 国家試験の受験資格取得方法	
※精神保健福祉士国家試験の受験資格取得ルートを選択してください。 養成施設等修了の方は、入学資格でコードをお選びください。	
01	保健福祉系大学等4年
02	保健福祉系短大等3年+相談援助実務1年
03	保健福祉系短大等2年+相談援助実務2年
	養成施設
04	福祉系大学等4年
05	福祉系短大等3年+相談援助実務1年
06	福祉系短大等2年+相談援助実務2年
07	社会福祉士資格所持
08	一般系大学等4年
09	一般系短大等3年+相談援助実務1年
10	一般系短大等2年+相談援助実務2年
11	相談援助実務4年
12	現任者講習（相談援助実務5年以上/受験資格特例）

【コード8】 所持資格・免許	
※以下の項目から、あなたがご持ちの資格・免許を選択してください（複数選択可）。	
01	介護福祉士
02	保健師
03	看護師・准看護師
04	公認心理師
05	作業療法士
06	理学療法士
07	言語聴覚士
08	医師・歯科医師
10	幼・小・中・高教諭
11	特別支援学校教員
12	栄養士
13	保育士
14	児童自立支援専門員
15	手話通訳士
16	弁護士
17	司法書士
18	行政書士
19	社会保険労務士
20	介護支援専門員
21	相談支援専門員
22	サービス管理責任者

都道府県精神保健福祉士協会等について

都道府県には、都道府県精神保健福祉士協会等（都道府県協会）があり、固有の会則等によって独自事業を行っています。本協会と都道府県協会は協力・連携関係にあります。都道府県協会へのご入会を希望される場合は本協会の入会手続きとは別にお手続きが必要です（お問い合わせは各都道府県協会まで）。

■都道府県協会の連絡先はWEBサイトに掲載しています。

<https://www.jamhsw.or.jp/shibu/index.htm>

都道府県支部について

本協会（本部）は、47都道府県すべてに支部を設置しています。本協会にご入会されている方は、本協会の構成員であると同時に、都道府県支部の構成員となります。都道府県支部は、本協会の内部組織であり、主に、本協会の事業や組織運営に関する事業を行います。独自事業や個別会計は保有しません。